

関税法基本通達

第6章 通 関

第1節 一般輸出通關

(輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査)

67—1—1 法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸出申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。

税関が輸出申告書を受理したときは、輸出申告書(C—5010又はC—5015—2)下欄の「受理」欄に受理印(C—5000)を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の下欄の「審査」欄に審査印(C—5000)を押なつする。

(輸出申告の手続)

67—1—2 法第67条に規定する輸出申告は、令第58条に規定する「輸出申告書」(C—5010)又は「輸出申告書」(C—5015—1及びC—5015—2)3通(原本、許可書用、統計用)を税関に提出して行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号、以下この章において「統計基本通達」という。)の21—2に掲げる貨物(同中(14)に掲げるものを除く。)については、統計用の提出を要しない。

なお、輸出申告に当たっては当該輸出申告に係る貨物が保税地域等(保税地域又は法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。)に搬入前であるか搬入後であるかを当該輸出申告書に記載させるものとし、当該貨物が保税地域等に搬入前である場合は、保税地域等に搬入された際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。

(計量単位の換算基準)

67—1—3 ヤードポンド法、尺貫法等の計量単位で取引されている貨物に係る輸出申告書等への数量の記載に当たりメートル法への換算を要する場合の換算方法は、次によるものとする。

- (1) 下記に記載のある計量単位の換算率は、下表による。
- (2) 酒税法(昭和28年法律第6号)その他の法令の取扱通達において下表と異なる換算率が定められている場合には、上記(1)にかかわらずそれによる
- (3) 下表に記載のない計量単位の換算率は、原則として有効けた数を5けた(6けた目を四捨五入したもの)までとする。

計量単位換算基準表

A. ヤードポンド法とメートル法への換算

1. 長さ	1 ヤード = 0.9144 メートル 1 フート = 0.3048 メートル 1 インチ = 0.0254 メートル 1 チェーン = 20.117 メートル 1 マイル = 1,609.3 メートル
2. 質量	1 ポンド = 0.45359 キログラム 1 オンス = 0.028350 キログラム 1 米トン = 907.18 キログラム = 0.90718 トン 1 英トン = 1,016 キログラム = 1.0160 トン
3. 面積	1 平方ヤード = 0.83613 平方メートル 1 平方フート = 0.092903 平方メートル 1 平方インチ = 0.00064516 平方メートル
4. 体積	1 立方ヤード = 764.55 リットル = 0.76455 立方メートル 1 立方フート = 28.317 リットル = 0.028317 立方メートル 1 ガロン = 3.7854 リットル = 0.0037854 立方メートル 1 クオート = 1/4 ガロン = 0.94635 リットル 1 パイント = 1/2 クオート = 0.47318 リットル 1 英ガロン = 4.5461 リットル = 0.0045461 立方メートル 1 米液量オンス = 0.029574 リットル 1 英液量オンス = 0.028413 リットル

B. 馬力

1 从馬力 (PS) = 735.5 ワット

C. その他

1 バーレル (石油)	= 42 ガロン = 0.15899 キロリットル
1 カラット (宝石)	= 0.2 グラム
1 フートボードメジュアー (木材)	= 0.0023597 立方メートル
1 石	= 0.27826 立方メートル

(輸出申告書に記載すべき価格)

67—1—4 令第59条の2第2項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。

(1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額(取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額)を基とするが、次のイからニに掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。)としてこれに必要な調整を加え計算した価格とする。

イ 仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類(以下この章において「仕入書等」という。)に表示された値引き前の価格に、次に掲げる額を超える値引き額が明記されている場合 当該仕入書等に表示された値引き前の価格

(イ) 仲介手数料及び代理店手数料については、その手数料の合計額が当該貨物代金の10%相当額

(ロ) 領事査証料、検量料、その他の検査手数料及び銀行手数料については、その手数料の合計額が貨物代金の5%相当額

(ハ) 金利については、国際的に通常の取引条件と認められる範囲の額

ロ 仕入書等に表示された価格に、当該仕入書等により輸出される貨物に具現されていない権利の使用に係る対価(例えば、複製権、据付け技術料等)が含まれており、かつ、その価格が明らかにされている場合 仕入書等に表示された価格から当該輸出貨物に具現されていない権利の使用に係る価額を差し引いた価格

ハ 決済期間が6月を超える延払条件取引に係る貨物の仕入書等に表示された価格の中に、その期間に応じて付される金利が含まれており、かつ、当該金利の額が明らかである場合 仕入書等に表示された価格から当該金利の額を差し引いた価格

ニ 輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定(輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金が変更される場合を含む。(以下「値引き等」という。))である場合 当該申告にかかる貨物の製造原価又は調達原価(以下この項において「製造原価等」という。)に、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、市況を基礎として決済額を確定させる等製造原価等を基礎として算出することが困難である場合には、輸出申告の前3月以内に、当該申告にかかる貨物と同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額

(2) 貨物代金が無償で輸出される貨物については、原則として、当該貨物が有償で取引されるものとした場合の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とし、これにより難い場合、例えば、逆委託加工貿易契約に基づいて輸出

される貨物について有償で取引される同種又は類似の貨物の価格が不明である場合には、当該輸出貨物の製造原価、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた価格とする。

- (3) 貨物代金について有償の部分と無償の部分とで構成されている輸出貨物については、有償の部分についての上記(1)による価格と無償の部分についての上記(2)による価格との合計額

(輸出申告書の添付書類)

67—1—5 輸出申告書には、法第68条の規定により、輸出の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等1通を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

なお、「輸出の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

- (1) 法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物については、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類
- (2) 定率法等の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に特定の書類の提出を必要とされている貨物については、その書類
- (3) 内国消費税等（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受ける貨物については、輸出免税物品輸出証明申請書又は輸出申告書付表

(内容点検確認書の活用)

67—1—6 通関業者が申告前に貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」(C—5540)が輸出申告に際し添付されている場合は、審査・検査の参考とする。

(輸出貨物の検査)

67—1—7 輸出貨物の検査については、次による。

- (1) 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、関税又は内国消費税の戻し税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて、原則として、当該貨物が保税地域等に搬入された後に実施する。

なお、コンテナーに詰められた状態で輸出の許可を受けるため保税地域等に搬入される貨物（以下この項において「コンテナー貨物」という。）について、貨物の積付けの状態を示す書類及び貨物の写真等が税関に提出された場合には、これらの書類等を審査・検査の参考とする。

- (2) 輸出貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官（検査担当の統括監視官をいう。以下この章において同じ。）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等

を確認するための検査のことをいう。) は、原則として統括審査官が行うものとする。

(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

イ 現場検査は、次に掲げる貨物について現に置かれている場所において行うものとする。

- (イ) 巨大重量貨物
- (ロ) 火薬、劇薬、その他の危険貨物
- (ハ) 腐敗し、又は損傷した貨物若しくはそれらのおそれのある貨物又はばら積貨物で検査場への搬入が不適当なもの
- (ニ) 指定個数が多い貨物、品名詐称のおそれのある貨物
- (ホ) 以上に掲げるもののほか、その性質形状からみて検査場への搬入が困難又は不適当と認められる貨物

ロ 本船検査は、後記67の2-1の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。

ハ ふ中検査は、後記67の2-1の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中において行う。ただし、税関が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。

ニ 検査場検査は、上記イからハまでに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。)の方法による場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入させて行っても差し支えない。

ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税取締部門の職員に委任して行う。この場合、統括審査官(統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下この章において「統括審査官等」という。)と保税取締部門の職員との間の書類の送達は施封して行う。

(4) 再包装が困難な貨物等(例えば、プラント貨物、美術品等)で仕入書、包装明細書、サーベイヤリスト等により貨物の内容が明らかである等、当該貨物が保税地域等に搬入される前の検査(貨物確認を含む。以下この項においてこの検査を「搬入前検査」という。)を実施することに支障がない場合は、輸出者からの申出により、輸出申告の後、搬入前検査を行うことができるものとする。

なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要があると認めるときは、当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができる

きるものとする。

(5) コンテナー貨物については、輸出者から申出があった場合で、かつ、次に掲げる条件の全てに該当する場合に限り、輸出申告の後、税関長が指定した場所で搬入前検査を行うことができるものとする。

イ 搬入前検査を実施することに支障がない貨物であること。

ロ 積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。

ハ 搬入前検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であること。

なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要であると認めるときは当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができるものとする。

(6) 輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たっては、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。

見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税關に搬入させて行う。

なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなった場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。

一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1%（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。

(7) 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第66条の2第3項の規定に基づく日本郵便株式会社の立会職員を含む。以下「検査立会人」という。）を立ち会わせるものとする。

なお、保税地域等に搬入後、荷主の異なる貨物が詰められたコンテナー貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査扱いとなった貨物（以下この項において「検査対象貨物」という。）のみをコンテナーから取り出させることとする。また、検査対象貨物の輸出者又はその代理人から、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人に対して検査実施の旨を連絡させることとする。この場合、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人を当該検査に立ち会わせても差し支えない。

（検査貨物の指定等）

67—1—8 統括審査官等が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。

(1) 前記67—1—7の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原

則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官（以下この項において「検査指定者」という。）が行うものとする。

(2) 見本確認又は検査場検査となるものについての検査指定は、「検査指定票」(C-5230)に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。

なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、検査担当職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。

(3) 見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、検査担当職員が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、検査担当職員が現場において行う。

なお、検査担当職員が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告し、事後の指定の参考にする。

(4) 検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。

イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付する。
ロ 「運搬用」は、見本確認扱貨物又は検査場扱貨物（以下この項において「検査扱貨物」という。）の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記ニの照合の後、倉主等にこれを保管させる。

ハ 「申告書用」は、検査担当職員が検査に当たって指定された貨物と検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。

ニ 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記ロの「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。

(輸出申告の不受理)

67-1-9 輸出申告書が提出された場合において、その申告につき法第 70 条《証明又は確認》の規定により必要とされる証明書類の添付がないとき又は申告書若しくは添付書類に不備（その不備が軽微なもので直ちに補正できるものである場合を除く。）があるときは、輸出申告書の受理を行わず、申告者に返却する。

(輸出申告の撤回の取扱い)

67—1—10 輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」(C—5240) 1通を当該輸出申告を行った税関官署に提出して行わせるものとする。

なお、輸出申告の後に貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなる場合には、当該申告を撤回させ、申告書以外の添付書類は輸出者又はその代理人に返却するものとし、併せて輸出者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。

また、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるとときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。

(船名変更の取扱い)

67—1—11 輸出の許可後に貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下この節において「積載予定船舶等」という。）を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなつた貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から後記 67—1—13 に規定する数量変更の手続をする時間的余裕がない場合を含む。）における船名変更の手続は、次による。

(1) 船名変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C—5200) 1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

なお、前記 63—17（輸出運送貨物の到着の確認）の規定による輸出運送貨物について、その到着地税關において船名変更の申請を受理する場合には申請書 2通を提出させ、変更を認めたときは、うち 1通にその旨を記載して輸出許可税關に送付する。

(2) 輸出者の事情によらない積載予定船舶等の変更又は積載予定船舶等の名称の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに船名変更手続きを行わせ、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、変更となつた船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため、又は積載予定船舶等が変更となつた旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に船名変更の手続を行うこととなつた場合も同様の扱いとする。

(3) 輸出者の事情により積載予定船舶等が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに船名変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行って差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、変更となつた船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。

(4) 船名変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている積載船名、船籍符号及び出港予定年月日を訂正しこれを申請者に交付する。

(5) 一部不積貨物について船名変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書の「積載船名」の欄に新船名を併記するとともに、これに伴う必要な事項を追記する。

(積込港変更の取扱い)

67—1—12 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。

(1) 積込港変更の申請は、「船名・数量等変更申請書」(C-5200) 1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

なお、前記 63—17 (輸出運送貨物の到着の確認) の規定による輸出運送貨物について、その到着地税關において積込港の申請を受理する場合には申請書2通を提出させ、変更を認めたときは、うち1通にその旨を記載して輸出許可税關に送付する。

(2) 輸出者の事情によらない積込港の変更又は積込港名の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに積込港変更の手続きを行わせ、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことを確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため又は積込港が変更となった旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に積込港の変更手続を行うこととなった場合も同様の扱いとする。

(3) 輸出者の事情により積込港が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに積込港変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことが確認できる書類の提示等を求めるものとする。

(4) 積込港の変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている積込港、出港年月日等を訂正し、積載予定船舶等の出港前に限り保税運送を承認（前記 63—16 (輸出又は積戻し貨物の運送) による承認）した上、これを申請者に交付する。

(数量変更の取扱い)

67—1—13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券 (Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。) 発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又は B/L の発行後において船卸しされた場合には、後記 67—1—15 に準じて取り扱うものとする。

(1) 数量変更の申請は、「船名・数量等変更申請書」(C-5200) 1通にその申

請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

- (2) 数量変更を認めた場合には、その申請に係る輸出許可書に記載されている貨物の数量、価格等を訂正し、これを申請者に交付する。
- (3) 積載予定船舶に積み込まれないこととなつた貨物が、船舶のてい泊時間の関係その他やむを得ない理由により積み残されたものであり、直ちに他港に保税運送をして同一船舶に積み込まれるものであることが B/L、メート・レシートその他船舶会社の証明書等により確実であると認められるときは、上記(1)又は(2)の手続を省略し、当初の輸出許可書によりその積残りの貨物の保税運送を承認することができる。
- (4) 前記 63—17（輸出運送貨物の到着の確認）の輸出運送貨物について、到着地税關において数量変更を必要とするときは、その税關に対して上記(1)の変更申請書 2 通を提出させ、当該税關において数量変更を認めたときは、うち 1 通にその旨を記載して輸出許可税關に送付する。
- (5) 前記 63—17 の輸出運送貨物が予定されたコンテナーに全量詰め込むことができず詰め残つた場合には、発送地税關において、上記(1)の変更申請書にコンテナーへの詰込みを行つたコンテナーヤードの管理者が発給したドック・レシート (B/L Instructions を含む。以下この項において同じ。) を添付して提出させ、数量変更を行うものとする。

ただし、発送地税關で執務時間外等によつて数量変更ができないときは、便宜、輸出許可書にドック・レシートを添付させてそのまま発送させ、到着地税關でドック・レシートの数量をもつて船積みを確認した後、発送地税關で数量変更を行うものとする。
- (6) 一旦積込みの後船卸しされた貨物について数量変更を認めた場合において、その貨物につき内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出証明書が交付済であるときは、後記 67—1—15 の場合における内国消費税の取扱いと同様に、その貨物の引取りの際に内国消費税を徴収する。
- (7) 輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤って船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であつて、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によつて確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、申出書を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みを認める。

（価格変更の取扱い）

67—1—14 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続きは、次による。

- (1) 価格変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C-5200) 1 通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

- (2) 価格の記載、計算又は算出の誤りにあっては、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求め、審理担当部門に通報する等の措置が必要な場合を除き、その許可に係る価格の変更を行って差し支えないものとする。
- (3) 上記(2)の場合において輸出申告書に記載した価格が 20 万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が 20 万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。
- (4) 前記 67-1-4 の(1)のニの規定により輸出申告書に記載された価格は、上記(2)の場合を除き、変更の手続は必要ないので留意する。
- (5) 価格変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている価格を訂正しこれを申請者に交付する。

(輸出取止めの取扱い)

67-1-15 輸出の許可を受けた貨物の全部についてその輸出が取止め（本邦から輸出された貨物が外国に到着する前に本邦に積戻しされた場合を含む。）になり、これを国内に引き取る場合の取扱いは、次による。

- (1) 輸出取止めになった貨物が一旦船舶又は航空機に積み込まれたものであるときは、その国内への引取りにつき、通常の輸入手続（関税、貿易管理とともに）を必要とし、関税については、定率法第 14 条第 10 号又は第 14 号等の規定を適用する。この場合において、その貨物が内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税の適用がある貨物であるときは、その免税の適用を受けるために必要な輸出証明書の交付は行わないものとし、既にその交付を終わっている場合には、貨物引取りの際に税關において内国消費税を徴収する。
- (2) 輸出取止めになった貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前のものである場合には、その国内への引取りについて貿易管理上の輸入承認を必要とせず、便宜、次の手続による。

イ 輸入申告書（所定の事項のほか、その輸入に係る貨物の輸出許可書の番号及び輸出取止めの理由を付記したもの）1 通に輸出許可書を添付して提出させる。この場合において、輸出許可税關と輸入を許可する税關とが異なるときは、輸入申告書 2 通を提出させ、許可したときはうち 1 通にその旨を表示して輸出許可税關へ通知する。

ロ 輸入申告書には、仕入書等の添付を省略させるとともに、貨物の検査及び税率の適用を省略し、「輸出取止め」と表示して税關で保管する。

なお、輸入申告価格は、事務処理上特に支障のない限り、便宜、輸出申告の際の価格（F. O. B）を採用して差し支えない。

ハ 輸出許可書は、標題の下へ「輸入申告書」と記入するとともに、『輸出取止め』の旨及び輸入許可年月日を記入して申告者に交付する。

なお、輸出について輸出の承認を得た貨物については、その承認に係る

輸出承認証の通関欄に輸出取止めの旨を記載してまつ消する。

(許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い)

67—1—16 輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。

- (1) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、申出書を提出させ、国内引取りを認める。
- (2) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港後において当該貨物が返送された場合は、前記 67—1—15 の(1)の取扱いを準用する。

(輸出貨物に係る開装検査票の交付)

67—1—17 法第 67 条の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があったときは、検査担当職員又は立会いの監視取締職員が押印した「開装検査票」(C—5235) (税関が開装検査した旨を表示したもの) を申出者に交付し、検査貨物の中に封入させる。

(輸出許可書の交付)

67—1—18 輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行い、その貨物を確認の上、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸出申告書の 1 通（許可書用）に許可印(C—5002) を押なつし、これを輸出許可書として申告者に交付する。

(輸出許可後の事故貨物の取替え等)

67—1—19 輸出許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であって、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、輸出者等からの申出に基づき、適宜の様式による申出書に当該申出に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可を行った税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出することとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその申出を認めた旨を記入して、これを申出者に交付する。

この場合において、船積（到着）地税關において申出を認めたときは、当該申出書にその旨を記入して輸出許可税關に送付する。

なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税關長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記 40—1 の(7)に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。

(減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示)

67—1—20 輸出を条件として、関税若しくは内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の軽減、免除（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 29 条《輸出免

税》、たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 14 条《輸出免税》及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）（以下「一般承継財確法」という。）第 9 条《未納税移出等》、揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号）第 15 条《輸出免税》及び地方揮発油税法（昭和 30 年法律第 104 号）第 6 条《未納税移出等》、石油ガス税法（昭和 40 年法律第 156 号）第 11 条《輸出免税》並びに石油石炭税法（昭和 53 年法律第 25 号）第 11 条《輸出免税》の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。）又は払戻し（減額を含む。）若しくは還付（減額を含む。）（たばこ税法第 15 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付》及び一般承継財確法第 10 条《課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付》の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。）を受け又は受けようとするものについては、監視部門による船積みの確認を受けた輸出許可書を当該許可を行った通関部門に提示させ、原本に船積年月日を記入する。

なお、積戻し貨物については、前記 63—18（到着の確認を受けた積戻し許可書の提示）の規定により積戻し許可書が提示された際に上記船積年月日の記入を行うこととなるので、留意する。

（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）

67 の 2 — 1 法第 67 条の 2 第 2 項に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いの承認は、輸出申告をしようとする貨物が次の(1)及び(2) ((2)イ (イ))に規定する自動車にあっては、(1)から(3)まで) の条件に該当する場合に行うものとする。

なお、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出申告、同条第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告及び同条第 3 項に規定する特定輸出申告（以下この節において「特定輸出申告等」という。）を行おうとする貨物については、本船扱い及びふ中扱いの手続を要することなく特定輸出申告等を行うことができるものとして留意する。

(1) 他の貨物と外国貿易船の同一の船倉内又は同一のはしけ等（はしけその他これに類する船舶（機能的にみてはしけと同様と認められる船舶で沿岸運送等のために使用される小型機帆船等）をいう。以下同じ。）に混載されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと。

なお、次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、混載されているものとして取り扱う。

イ 種類、性質、形状等が異なる貨物と混載されている場合（これらの貨物が、外国貿易船の船倉ごとに若しくははしけ等ごとに、又は同一の船倉内若しくは同一のはしけ等において遮蔽板等により、明確に区画されている場合を除く。）

ロ 異なる輸出者の同一貨物（種類、性質、形状等が同じであって均質な貨物をいう。）と混載されている場合（輸出者ごとの積付数量が明らかである

り、かつ、積載後の実測数量を税関の求めに応じて提出できる場合を除く。)

- (2) 本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次のいずれかに該当するものであること。

イ 次に掲げる品目に該当するもの

(イ) 本船扱いを認める品目

冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目表第 87.02 項から第 87.04 項までに掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）

(ロ) ふ中扱いを認める品目

生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、枕木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石膏、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタール、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック、ホワイトカーボン、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帶・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帶・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製のくぎ・ねじ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）

ロ 均質かつ大量の貨物又は巨大重量物

ハ 貨物の性質、形状、数量、輸送形態等からみて、通関のため保税地域等に搬入することが輸出者に必要以上の負担をかける等適当でないと考えられるもの

- (3) 自動車の本船扱いは、上記(1)のほか、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。

イ 自動車専用船に積載されて輸出されること。

ロ 積付計画書等の提出が可能であり、本船における積付状況が明らかであること。

（輸出貨物の本船扱い等の承認申請）

67 の 2－2 令 59 条の 5 第 2 項に規定する本船扱い又はふ中扱いの承認申請は、当該承認申請に係る輸出申告を行おうとする税関官署に「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C-5250) 2 通を提出して行い、承認したときは、うち 1 通に承認印を押印して申請者に交付し、輸出申告の際、申告書にこれを添付するものとする。ただし、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。

なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、外国貿易船への資格変更前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。

(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)

67 の 2 – 3 　　本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。

- (1) 本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。この場合、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。
- (2) 本船扱い又はふ中扱いに係る貨物についての法第 67 条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行うものとする。

第 1 節の 2 輸出申告の特例

(輸出申告の特例)

67 の 3 – 1 – 1 　　法第 67 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける輸出申告、並びに特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下「特例輸出申告」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 特例輸出申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該特例輸出申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、次による。
 - ① 蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸出申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下この項において同じ。）を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。
 - ② 蔵置官署と申告官署は、特例輸出申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。
 - ③ 申告官署は、蔵置官署による特例輸出申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、統計品目分類、数量及び価格等に係る必要な審査を行った上で、輸出の許可等の処理を行う。
- (2) 特例輸出申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。
- (3) 特例輸出申告については、次の場合を除き、原則として当該特例輸出申告の撤回を認めないものとする。

- ① 特例輸出申告に係る貨物が輸出されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸出の許可を受ける必要がなくなった場合
- ② 令第 59 条の 8 に規定する特例輸出申告の対象とならない貨物について特例輸出申告が行われた場合
- ③ 令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸出申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合

(特例輸出申告に係る添付書類)

67 の 3－1－2 特例輸出申告に係る添付書類の税関官署への提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行うものとする。

- (1) 電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合
- (2) 電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸出申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合
- (3) 特例輸出申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

(特例輸出申告の対象とならない貨物)

67 の 3－1－3 特例輸出申告は、令第 59 条の 8 に規定する貨物については行うことができないので留意する。

(特定輸出申告の方法)

67 の 3－1－4 特定輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合は、前記 67－1－2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」(C-5010) の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）をい。以下同じ。）に、令第 59 条の 7 第 1 項において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。

(特定輸出申告書の添付書類)

67 の 3－1－5 特定輸出申告書に係る添付書類については、前記 67－1－5 の規定の適用により取り扱うものとする。

(特定輸出申告に係る貨物の検査)

67 の 3－1－6 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記 67－1－7(3) のロ、ハ及び(5)を除く。) 及び 67－1－8 の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第 67 条の検査は、法第 69 条の規定の適用を受けることとなるので留意する。

(輸出許可書の交付)

67 の 3－1－7 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記 67－1－18 の規定にかかわらず、特定輸出申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C－5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者に交付する。

(輸出取止めの取扱い)

67 の 3－1－8 特例輸出貨物（法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する特例輸出貨物をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記 67－1－15 の(2)の規定にかかわらず、後記 67 の 4－1 の規定により特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。

(特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い)

67 の 3－1－9 特例輸出貨物の指定保税地域等（法第 29 条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この節において「特定輸出者等」という。）及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。

なお、これらの書類のうち、特定輸出者等においては(1)、(2)及び(4)に掲げる書類並びに(3)に掲げる書類の控えを、委託運送者においては(3)に掲げる書類及び(4)に掲げる書類の控えを保存することとなる。

(1) 貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告等を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書、特定委託輸出申告書（「輸出申告書」（C－5010）の標題を「特定委託輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出申告書（「輸出申告書」（C－5010）の標題を「特定製造貨物輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）。

この場合においては、特定輸出申告書等に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。

(2) 保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告等を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合においては、当該保税地域が貨物の蔵置場所を記載する欄に追記され、かつ、積込港

が記載された特定輸出申告書等。

この場合においては、特定輸出申告書等に追記された当該保税地域及び記載された積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。

- (3) 特定輸出者等が委託運送者に対して発給する運送指図書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について、特例輸出貨物と一般の輸出申告により許可を受けた貨物(4)において「一般の輸出貨物」という。)を明確に区分したもの。
- (4) 委託運送者が特定輸出者に対して発給する運送に係る請求書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について特例輸出貨物と一般の輸出貨物を明確に区分したもの。

(注) 特例輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に係る消費税については、消費税法施行令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》の規定により免税とされているが、当該規定の適用に当たっては、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることなど消費税法施行規則第5条第1項第4号《輸出取引等の証明》に掲げる事項を記載した書類の保存が必要とされている。

(一般輸出通関に関する規定の適用)

67の3-1-10 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-1の規定、67-1-3の規定、67-1-4の規定、67-1-6の規定、67-1-9の規定、67-1-10の規定、67-1-16の規定、67-1-17の規定及び67-1-19の規定は、特定輸出申告等、特定輸出申告書等又は特定輸出申告等に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。

(特定輸出者が行う輸出申告における船名変更の取扱い)

67の3-1-11 特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積載予定船舶又は航空機を変更しようとする場合(やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から前記67-1-13に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。)における船名変更(「船籍符号」を含む。以下この項において同じ。)の手続は、次による。

- (1) 特定輸出申告に係る船名の変更は、特定輸出者からの申し出がある場合を除き省略して差し支えないものとし、船名変更の手続を行う場合は前記67-1-11の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う法第67条に規定する輸出申告(以下この節において単に輸出申告という。)に係る船名変更の手続きは、67-1-11の規定が適用されるので留意する。

- (2) やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に船名変更の申請（前記 67－1－11 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、申請者の利便等を考慮して、特定輸出者の承認を行った税関の担当部門（以下この節において「管理税関担当部門」という。）を経由して申請書を提出させて差し支えないものとする。
- (3) 前記(2)の規定により複数の輸出申告に係る船名変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。
- (4) 船名変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

（特定輸出者が行う輸出申告における積込港変更の取扱い）

67 の 3－1－12 特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。

- (1) 特定輸出申告に係る積込港変更の申請は、前記 67－1－12 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る積込港変更の手続きは、67－1－12 の規定が適用されるので留意する。
- (2) やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に積込港変更の申請（前記 67－1－12 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。
- (3) 前記(2)により複数の輸出許可に係る積込港変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。
- (4) 積込港変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

（特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の取扱い）

67 の 3－1－13 特定輸出者が行った輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading. 以下この項において「B／L」という。）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。

- (1) 特定輸出申告に係る数量変更の申請は、前記 67－1－13 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の手続きは、67－1－13 の規定が適用されるので留意する。

- (2) やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に数量変更の申請（前記 67-1-13 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。
- (3) 前記(2)により複数の輸出許可に係る数量変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。
- (4) 数量変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

（特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の取扱い）

67 の 3-1-14 特定輸出者が行った輸出申告の許可後において貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続は、次による。

- (1) 特定輸出申告に係る価格変更の申請は、前記 67-1-14 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の手続きは、67-1-14 の規定が適用されるので留意する。
- (2) 貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に価格変更の申請（前記 67-1-14 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。
- (3) 前記(2)により複数の輸出許可に係る価格変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。
- (4) 価格変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

（特定委託輸出申告の方法）

67 の 3-2-1 特定委託輸出申告の方法は次のとおりとする。

- (1) 特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う場合には、令第 59 条の 7 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保稅運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保稅地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。
- (2) 特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合には、前記 67-1-2 の規定にかかわらず、特定委託輸出申告書に、令第 59 条の 7 第 2 項において読み替えて適用する令第 58 条に

規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を特定委託輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記67の3-2-3の(1)の①による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C-9160)を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。

(「特定保税運送者に委託」の意義)

67の3-2-2 法第67条の3第1項に規定する「申告に係る貨物が置かれている場所から（中略）開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託」することとは、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から開港等までの間において一の特定保税運送者が一貫して運送することをいうので留意する。ただし、当該申告に係る貨物について輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないものとする。

(特定委託輸出申告に係る貨物の管理方法)

67の3-2-3 特定委託輸出申告における認定通関業者及び特定保税運送者による貨物管理方法は、以下によるものとする。

- (1) 認定通関業者は、規則第9条の7第2号に規定する税関長が適当と認める方法として、次により特定委託輸出申告に係る事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することの確認を行うものとする。
- ① 関係書類による確認（輸出者が継続的に特定委託輸出申告を行うものとして認定通関業者と包括的な委託契約の締結等をしている場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることについて、当該認定通関業者が少なくとも半年に1回以上「特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート」(C-9170。下記②において「チェックシート」という。)により確認し、その確認の結果を当該申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該申告に係る貨物を運送する特定保税運送者に連絡する場合に限る。）
- ② 現物による確認（上記①において認定通関業者がチェックシートにより確認した結果、そのチェック項目の全部又は一部において不十分な項目がある場合を含む。）
- (2) 認定通関業者は、特定委託輸出申告に係る貨物の記号、番号、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を、当該申告を行おうとする都度、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者に確実に連絡する。
- (3) 当該申告に係る貨物についての必要な税關の検査、運送中の事故等への

対応のため認定通関業者及び特定保税運送者との間で必要な連絡体制を構築する。

- (4) 特定保税運送者が特定委託輸出申告に係る貨物の運送を開始する際には、当該運送の委託を受けた貨物と上記(2)により認定通関業者から連絡のあった事項と一致していることを運送に関する書類等から的確に確認すること及び相違があった場合には、直ちに当該申告に係る税関官署へ通報するとともに、認定通関業者へ連絡する。

(輸出許可の時期)

67 の 3－2－4 特定委託輸出申告の審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定委託輸出申告が適法に行われていることが確認された場合に、許可を行うものとする。

(特定委託輸出申告の対象とならない貨物)

67 の 3－2－5 特定委託輸出申告は、令第 59 条の 8 に規定する貨物については行うことができないので留意する。

(特定製造貨物輸出申告の方法)

67 の 3－3－1 特定製造貨物輸出申告の方法は次のとおりとする。

- (1) 特定製造貨物輸出者が特定製造貨物輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う場合には、令第 59 条の 7 第 3 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第 59 条の 9 に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。

- (2) 特定製造貨物輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合には、前記 67－1－2 の規定にかかわらず、特定製造貨物輸出申告書に、令第 59 条の 7 第 3 項において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定製造貨物輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。なお、この場合、当該申告に際しては貨物確認書を提出することとなるので留意する。

(特定製造貨物輸出申告に係る貨物の管理方法)

67 の 3－3－2 認定製造者（法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）による特定製造貨物輸出申告に係る貨物（以下「特定製造貨物」という。以下同じ。）の管理は、以下による。

- (1) 認定製造者が貨物確認書を作成する場合には、当該貨物確認書に係る特定製造貨物を的確に確認した上で、令第 59 条の 9 に掲げる事項を適切に記載する必要がある。
- (2) 認定製造者は、特定製造貨物輸出申告の都度、特定製造貨物輸出者に貨物確認書を交付するとともに、当該申告に係る貨物の保管状況並びに運送及び保管の担当者の名称その他必要な事項を当該特定製造貨物輸出者に連絡する必要がある。

ただし、当該貨物について特定の特定製造貨物輸出者により恒常に特定製造貨物輸出申告がされる場合であって、その連絡方法が法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハに規定する規則に定められている場合には、都度の連絡を省略することとしても差し支えないので留意する。
- (3) 認定製造者は、特定製造貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間ににおける当該貨物の所在及び性状を把握するとともに、税関による必要な検査、運送中の事故等へ適切に対処するため、当該貨物の運送者及び保管を委託する者その他関係者との連絡体制を構築する。
- (4) 認定製造者は、貨物確認書に従い特定製造貨物輸出申告が適正に行われていること、及び当該申告に係る貨物が的確に輸出されたことを確認するため、特定製造貨物輸出者又はその他の関係者から、輸出許可通知書の写し又は外国貿易船等へ特定製造貨物を積み込んだことを証する書類等の提出を求める必要がある。

(輸出許可の時期)

67 の 3 – 3 – 3 特定製造貨物輸出申告に係る輸出の許可は、当該申告に係る審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該申告が適法に行われていることが確認された後に行うものとする。

(特定製造貨物輸出申告の対象とならない貨物)

67 の 3 – 3 – 4 特定製造貨物輸出申告は、令第 59 条の 8 に規定する貨物については行うことができないので留意する。

(特定輸出者の承認申請手続)

67 の 3 – 4 法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 3 – 5 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記 67 の 3 – 5 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務を担当する部門（以下この項において「特定輸出担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特定輸出担

当部門に送付するものとする。

また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

(1) 承認申請書には、令第 59 条の 10 第 2 項に規定する法第 67 条の 6 第 3 号の規則(以下この項及び後記 67 の 5 – 1 において「法令遵守規則」という。)

2 通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1 通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）を添付する。令第 59 条の 10 第 3 項に規定する登記事項証明書については、担当税關において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。

(2) 令第 59 条の 10 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。

イ 会社概要

ロ 社内の組織

ハ 申請者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の性別、生年月日及び履歴

ニ 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴

ホ 特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は 2 項に該当する他の法令の有無

ヘ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）別紙 1 の 4 ①、③及び④に規定する特定輸出貨物の保管施設等又は蔵置場所並びに外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称

ト 貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域

チ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況

リ 輸出業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」 2(4)②において準用する(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、性

別、生年月日、職名及び履歴

- ヌ 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ル 輸出貨物の管理（法第 67 条の 6 第 2 号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ヲ 法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び書類の名称その他当該帳簿及び書類の保存に関する状況（当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存若しくは当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている場合又は当該書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えている場合には、その旨を含む。）

(3) 前記 7 の 2 - 5 (3) の規定は、令第 59 条の 10 第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

（特例輸入者に関する規定の準用）

67 の 3 - 5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 10 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 10 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出、電子メールによる申請書等の提出又は送付については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7、7 の 2 - 8 及び 7 の 2 - 9 ((1)を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2 - 7 中「「特例輸入者承認書」(C-9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)」とあるのは、「「特定輸出者承認書」(C-9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C-9023)」と、7 の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の 6 第 1 号イからトまでのいずれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 10 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」と、「規則第 1 条の 3 第 1 号」とあるのは「規則第 8 条の 3 第 1 号」と、「特例申告貨物」とあるのは「特定輸出貨物」と読み替えるものとする。

（特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続）

67 の 4 - 1 法第 67 条の 4 第 1 項の規定に基づく特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特例輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C-9100) 2 通を特例輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。

(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)

67 の 4－2 法第 67 条の 4 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 4－1 の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110) を使用して行うものとする。

- ① 特定輸出申告書、特定委託輸出申告書及び特定製造貨物輸出申告書（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）に記載された品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合
- ② 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合
- ③ 令第 92 条第 4 項に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合
- ④ 事故その他の事情により、特例輸出貨物が特定輸出申告書等に記載された品名と異なることとなった場合
- ⑤ 特定輸出申告書等に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定期を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合

(特例輸出貨物に係る取扱いの準用)

67 の 5－1 法第 67 条の 5 の規定により特例輸出貨物について準用される法第 34 条本文及び法第 45 条第 3 項の規定の適用については、前記 34－1（同項の(2)のただし書及び(4)を除く。）及び 45－3 の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34－1 の(2)の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特例輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45－3 中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特例輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。

(承認の審査)

67 の 6－1 法第 67 条の 6 に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）に基づき行うものとする。

(改善措置の求め)

67 の 7－1 法第 67 条の 7 の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

- (1) 特定輸出申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なつていた場合

- (2) 特定輸出貨物の管理に関し、在庫管理、入出庫管理及び移動中の貨物の管理が法令遵守規則に則して行われていなかつた場合
- (3) その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があつた場合

(特定輸出者からの事情の聴取等)

67 の 7-2 前記 7 の 6-2 の規定は、前記 67 の 7-1 の規定により特定輸出者に対し改善措置を求める場合において準用する。

(特定輸出者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義)

67 の 8-1 法第 67 条の 8 第 1 項に規定する特定輸出者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義は、次による。

- (1) 法第 67 条の 8 第 1 項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている特定輸出関税関係帳簿については、令第 59 条の 12 に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号を追記したものなどであっても差し支えないものとして留意する。
- (2) 令第 59 条の 12 第 4 項に規定する「特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」とは、例えば、特定輸出関税関係帳簿に記載されている輸出の許可書の番号を特定輸出関税関係書類に付す方法、相互に関連する特定輸出関税関係帳簿と特定輸出関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係を確認することができるよう整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって特定輸出関税関係帳簿の記載事項に関連する特定輸出関税関係書類が確認できる場合には、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う。

なお、令第 59 条の 12 第 4 項の規定は、法第 67 条の 8 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、同項において準用する法第 94 条の 3 の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに同項において準用する法第 94 条の 5 に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。

- (3) 令第 59 条の 12 第 4 項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

(保存義務者に関する規定の準用)

67 の 8—2 特定輸出者が法第 67 条の 8 第 2 項において準用する法第 94 条の 2 から第 94 条の 6 までの規定に基づき、特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記 94 の 2—1 から 94 の 2—35 まで及び 94 の 5—1 から 94 の 5—8 までの規定に準じて取り扱うものとする。

(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)

67 の 9—1 令第 59 条の 13 の規定において準用する令第 4 条の 13 の規定による届出の手続については、前記 7 の 10—1 の規定に準じて取り扱うものとする。

(失効後の義務)

67 の 10—1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第 67 条の 10 第 2 項の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。

(特定輸出者の承認の取消し)

67 の 11—1 法第 67 条の 11 の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

- (1) 法第 67 条の 11 第 1 号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。
- (2) 特定輸出者が法第 67 条の 6 第 2 号に適合しないこととなったため法第 67 条の 11 第 2 号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなった場合とする。
 - ① 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 53 条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合
 - ② 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第 67 条の 6 第 1 号イ又はロに該当することとなった場合を除く。）
 - ③ 特定輸出者に対し、法第 67 条の 7 の規定による改善措置の求めを、同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該特定輸出者の改善が見込まれない場合
- (3) 令第 59 条の 14 の規定において準用する令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050) を交付することにより行うものとする。

(承継の承認申請手続等)

67 の 12－1 法第 67 条の 12 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13－1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記 7 の 2—5(1)に規定する書類及び 7 の 2—5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記 67 の 3—4(1)に規定する書類及び 67 の 3—4(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」と、同項(7)中「前記 7 の 2—8 に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記 67 の 3—5 に規定する承認内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

(認定製造者の認定申請手続)

67 の 13－1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。

- (1) 法第 67 条の 13 第 1 項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)（以下この項及び次項において「認定申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第 8 条の 5 第 1 号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記 67 の 15－1 までにおいて「認定担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 15－1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 14－1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の認定担当部門に送付するものとする。

なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

- (2) 認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次による。
イ 認定申請書には、令第 59 条の 16 第 2 項に規定する法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハの規則（以下この項及び後記 67 の 14－1 において「実施規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加えるものとし、この場合における実施規則は、法第 67 条の 6 第 3 号に規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）を添付するものとする。令第 59 条の 16 第 3 項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に係る登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登

記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者又は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則2通及び申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。

- ロ 規則第8条の4ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第7条の2第1項又は法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。
- ハ 前記7の2－5(3)の規定は、令第59条の16第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

(認定申請の撤回手続)

67の13－2 認定申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定製造者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の認定担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の認定担当部門に送付するものとする。

(認定等の通知)

67の13－3 令第59条の16第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。

- (1) 申請者への通知は、「認定製造者認定書」(C-9014)又は「認定製造者不認定通知書」(C-9024)(以下この節において「認定書等」という。)を交付することにより行うこととする。
- (2) 認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日)から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更手続)

67の13－4 令第59条の16第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税関の認定担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合、同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の認定担当部門に送付するものとする。

- (1) 実施規則（業務手順書、規則第8条の5第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。）に変更があった場合
- (2) 役員、代理人又は規則第8条の5第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合
- (3) 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙1の4①、③及び④に規定する、特定製造貨物の保管施設等又は蔵置場所に変更があった場合
- (4) 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙1の1⑤及び4⑤に規定する委託先に変更があった場合

（電子メールによる送信）

67の13-5 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

- (1) 前記67の13-2又は後記67の18-1の申請書及び添付書類
- (2) 前項の変更届及び添付書類
- (3) 後記67の15-1の届出書及び添付書類

（認定の審査）

67の13-6 法第67条の13第3項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

（改善措置の求め）

67の14-1 法第67条の14の規定による実施規則若しくは業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は新たな実施規則を定めることの求めは、例えば次の場合において行うものとする。

- (1) 特定製造貨物輸出申告の事項及び貨物確認書と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合
- (2) 外国貿易船等に特定製造貨物輸出申告に係る貨物が積み込まれるまでの間の管理について、実施規則に則して行われていなかった場合
- (3) その他認定製造者若しくは特定製造貨物輸出者による税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

（認定製造者からの事情の聴取等）

67の14-2 前項の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について認定製造者から、また、必要に応じて特定製造貨物輸出者から事情を聴取した上で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続）

67の15-1 令第59条の17の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。

- (1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者等承認・認定取りやめ届」(C-9040) 2通（原本、届出者用）を担当税関の認定担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の認定担当部門に送付するものとする。
- (2) 「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。

(失効後の義務)

67の16-1 認定製造者の認定が失効した場合においても、法第67条の16第2項の規定により特定製造貨物輸出申告を行った貨物のうち、輸出許可を受けていないものについては、その管理義務を免れることはできないので留意する。

(認定製造者の認定の取消し)

67の17-1 法第67条の17第1項の規定に基づき認定製造者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。

- (1) 認定製造者が法第67条の13第3項第2号イ又はロに該当しないこととなったため法第67条の17第1項第1号の規定により認定製造者の認定を取り消すことができる場合とは、特定製造貨物輸出申告に係る貨物につき、例えば次の場合に該当することとなった場合とする。
- ① 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第53条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合
 - ② 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第67条の13第3項第1号イ又はロに該当することとなった場合を除く。）
 - ③ 認定製造者に対し、法第67条の14の規定による改善措置の求めを、同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、当該認定製造者の改善が見込まれない場合
- (2) 令第59条の18に規定する書面による通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。

(承継の承認申請手続等)

67の18-1 法第67条の18において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13-1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項(2)中「前記7の2-5(1)に規定する書類」とあるのは「前記67の13-1(2)のイに規定する書類」と、「7の2-5(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「会社概要（資本金を含む。）、社内の組織その他参考となるべき事項（税関様式関係通達Ⅱ記載要領及び留意事項の特例輸入者等承認・認定申請書(C-9000)の「その他参考となるべき事項」欄に記載する事項であって、(5)に掲げる事項をいう。）を明らかにする書類」

と、同項(7)中「前記 7 の 2—8 に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記 67 の 13—4 に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

(仕入書の記載事項等)

68—1—1 法第 68 条第 1 項の規定により、輸出の許可の判断のために提出を求める仕入書は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。

(検査場所の指定)

69—1—1 法第 69 条第 1 項《貨物の検査場所》の規定による輸出貨物の検査場所の指定については、次による。

(1) 輸出貨物の検査場所の指定は、次に掲げる場所について行う。

- イ 保税地域の全部又は一部
- ロ 保税地域以外の場所で貨物の検査上特に必要と認められる場所
- ハ 岸壁（はしけだまりの岸壁を含む。）又はさん橋で本船検査又はふ中検査の実施上特に必要と認められる場所

(2) 輸出貨物の検査場所の指定の方法は、次による。

- イ 保税地域の全部を検査場所として指定する場合は、単に「保税地域」というように公告し、その一部を検査場所として指定する場合には、特にその旨を明示して公告する。

- ロ 税関の検査場を検査場所として指定する場合は、その旨を適当な箇所に掲示して公告する。

- ハ 岸壁又はさん橋を検査場所として指定する場合は、例えば、「○○岸壁（当該岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）」として指定し、適当な箇所に公告する。

(指定地外検査の許可の申請)

69—1—2 令第 62 条の規定による指定地外検査の許可の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に「指定地外貨物検査許可申請書」(C—5390) 2 通を提出して行わせ、許可したときは、1 通にその旨を記載して申請者に交付する。

(他法令による許可、承認等の確認)

70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。

(1) 法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第

2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸出申告の際に、同表の第3欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。

- (2) 法第70条第2項に規定する他の法令は、別表第2の第1欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第2欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第67条の検査の際に、同表の第3欄に掲げる証明書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。
- (3) 他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1の第3欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第2の第3欄に掲げる証明書等について、輸出者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸出許可後に輸出者に返却して差し支えない。
- (4) 別表第1及び別表第2の第3欄に「写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第1

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)	第1条第1項及び第3項 《輸出の許可》 第2条第1項《輸出の承認》	第1条第1項、同条第3項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 第12条((権限の委任))の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証
(ロ) 外国為替令 (昭和55年政令第260号)	第6条第2項《支払等の許可等》 第8条第2項《支払手段等の輸出入の許可》 第17条第3項及び第4項《役務取引の許可等》	第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証 第8条第2項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した輸出許可証 第17条第3項又は第4項の規定により経済産業大臣が発行した特定記録媒体等輸出等許可証
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) 輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第1項及び第2項 《輸出に関する命令》	第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出取引承認書若しくはその写し又は同法第28条第5項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書若しくはその写し (注) 輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義が生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領(昭和43年6

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ロ)文化財保護法(昭和25年法律第214号)	第44条《輸出の禁止》 〔重要文化財又は重要美術品〕 第82条 〔重要有形民俗文化財〕 第125条第1項《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕	<p>月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号)」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」又はその写しの提出を行わせるものとする。</p> <p>第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。ただし、輸出申告に係る貨物が公益財団法人日本刀文化振興協会によって現代刀作家による作品であることが証明された日本刀の場合は、「古美術品輸出鑑査証明書」に代えて、同協会が発行する「新作日本刀証明証(税関提出用第二様式)」の提出を行わせるものとする。</p> <p>第82条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書</p>
(ハ)林業種苗法 (昭和45年法律第89号)	第25条第2項《樹種の種苗の輸出に関する措置》	<p>同法の適用対象となる樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びりゆうきゅうまつである(同法施行令(昭和45年政令第194号)第1条《政令で定める樹種》)が、これらの樹種の種苗については、輸出を制限又は禁止しているものではない。</p>
(二)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	第25条第3項《鳥獣等の輸出の規制》	<p>第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書又はその写し</p>

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ホ)覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)	第30条の6第3項《輸出の制限》	第30条の6第3項の規定により厚生労働大臣が交付する覚醒剤原料輸出許可書若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書若しくはその写し
(ヘ)麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	第17条《輸出》 第18条《輸出の許可》 第50条の11《輸出》 第50条の12《輸出の許可》 第50条の13《特定地域の輸出の特例》 第50条《免許》 第50条の4《準用》	第17条ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書又はその写し 第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し 第50条の12第3項から第5項において、準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し 第50条の13第2項及び同条第3項において準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し 向精神薬輸出業者が、同法に規定する第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸出しようとする場合(第50条の13に規定する特定地域を仕向地とする特定向精神薬を輸出する場合を除く。)には、第50条の4の規定において準用する第4条の規定により厚生労働大臣が交付する免許証の写し
(ト)あへん法(昭和29年法律第71号)	第6条《輸入及び輸出の禁止》	第6条第1項の規定により厚生労働大臣が発行したあへん輸出委託証明書又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が発行したけしがら輸出許可書又はその写し
(チ)特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	第10条《輸出の規制》	特定第一種水産動植物等を輸出する場合(あわび又はなまこ(その加工品を含む。)であって、個人用の場合、無償サンプルに該当する場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。)

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(令和2年法律第79号) ハ. 検疫関係 (イ)植物防疫法(昭和25年法律第151号)	第10条《輸出植物等の検査》	「適法漁獲等証明書」又はその写し 第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、第10条第3項の規定により、植物防疫官が交付した植物検疫証明書（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第13号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあっては同規則第13号の2様式）又はその写し
(ロ)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	第7条《輸出入検疫》	犬等の輸出入検疫規則(平成11年度農林水産省第68号)第9条《検疫証明書等》の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の3に定めるもの）又はその写し (2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の4に定めるもの）又はその写し
(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条《輸出検査》	同法第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書若しくはその写し又は動物検疫検査合格通知書の写し

別表第2

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する証明書等
イ. 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	第50条の11《輸出》 第50条27《業務の届出》 第50条の30《麻薬等原料輸出業者の輸出の届出》 第50条の32《麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出》 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第30条第2号《携帯輸出》	(1) 自己の疾病的治療を目的として向精神薬を携帯して輸出する場合には、規則第30条第2号に掲げる自己の疾病的治療のため特に必要であることを証する書類（具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書）又はその写し (2) 麻薬等原料輸出業者が、第50条の30の規定により、麻薬及び向精神薬取締法試行令（昭和28年政令第57号）第8条の2《第50条の29の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4((輸入又は輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し (3) 麻薬等原料輸出業者が、法別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第8条の2に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し (4) 麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第45条の5に定める量を超える麻薬向精神薬原料を法第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同法施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し
ロ. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	第15条の2《輸出抹消登録》 第16条《一時抹消登	第15条の2第2項の規定により国土交通大臣が交付する輸出抹消登録証明書 第16条第6項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書 第69条の2第4項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書

法 令 名	輸出の規制に関する条項	確認する証明書等
	録》 第69条の2《解体等又 は輸出に係る届出》	

(積戻し申告の手続)

75—1—1 法第 75 条《外国貨物の積戻し》に規定する外国貨物の積戻しの申告は、一般の輸出申告書の標題を「積戻し申告書」と訂正したものにより行わせ、その他の取扱いは、輸出貨物の場合の取扱いに準ずる。

ただし、保税展示場から他の保税地域に運送された外国貨物の積戻しの申告は、前記 62 の 3—7(2)（保税展示場における積戻し申告の手続）に定めるところに準じて行わせることとして差し支えない。

なお、積戻しの許可を受けた貨物の全部について積戻しが取止めとなつた場合の取扱いは、適宜の様式による積戻し取止届に積戻し許可書を添えて提出させ、許可書を回収して整理する。

(簡易な加工を施した外国貨物の積戻し)

75—1—2 保税地域に置かれた外国貨物に法第 40 条第 2 項《簡単な加工》（法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定により簡単な加工を施した後積戻しする場合の取扱いは、次による。

- (1) 加工が外国貨物のみによつて行われた場合は、その加工後の製品について積戻しの手続を行わせるとともに、積戻し申告書にはその組成材料の品名、数量、価格及び生産又は製造地名を朱書で注記する。この場合において、組成材料の数量及び価格が判明しないような加工は、簡単な加工としては認められないので留意する。
- (2) 外国貨物に内国貨物を付加して加工した場合は、その加工後の製品について積戻しの手続を行わせるとともに積戻し申告書には、付加した内国貨物の品名、数量及び価格並びに内国貨物である旨を注記し、また、使用した外國貨物の品名、数量、価格及び生産又は製造地名を朱書で注記する。

第 2 節 特殊輸出通関

(輸出少額貨物の簡易通関扱い)

67—2—1 次に掲げる輸出貨物については、少額貨物簡易通關扱いをする。ただし、後記 67—2—7 の規定により旅具通關扱いをするものを除く。

- (1) 統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）21—2（普通貿易統計計上除外貨物）の(3)、(4)、(5)、(6)（ただし、総価格 25 万円以下のものに限る。）、(7)（ただし、イ、ホ及びチを除く。）、(8)、(9)、(10)、(11)及び(16)に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの
- (2) その他の貨物で 1 品目の価格が 20 万円以下のもの

(少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告)

67—2—2 少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告については、次による。

ただし、輸出申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

- (1) 前記 67—2—1 に掲げる貨物については、「輸出申告書」(C—5010 又は C—5015—2) の記載事項のうち統計品目番号の記載を要しない。
- (2) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品(外務省大臣官房在外公館課長の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。)である場合の輸出申告については、次による。
 - イ 在外公館公用品証明書により輸出貨物の内容が明らかなときは、仕入書等の添付を必要とせず、その貨物についての現品検査を省略して差し支えない。
 - ロ 船便その他特別の理由により、輸出申告をすることができないときは、在外公館公用品証明書により船舶又は航空機への積込みを認め、事後速やかに輸出申告を行わせる。
- (3) 少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、定率法第 16 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が外務省大臣官房儀典総括官の発給した簡易通関依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに準ずる。
- (4) 少額貨物簡易通関扱いの適用を受けようとして申告された貨物が、検査、鑑定等の結果、前記 67—2—1 に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至ったときは、輸出申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、改めて一般の輸出手続をとらせる。

(Air Waybill 等による輸出申告)

67—2—3 次に掲げる貨物の輸出手続については、Air Waybill 若しくは仕入書又は「航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)」(C—5210) をもつて輸出申告書(C—5010) に代えることができるものとする。

- (1) 67—2—1 の(1)に掲げる貨物及び輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)別表第 5 に掲げる貨物であつて同令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの(後記 67—2—7 の規定により旅具通関扱いをするものを除く。)
- (2) その他の貨物で 1 品目の価格が 20 万円以下のもの

(Air Waybill 等による申告手続)

67—2—4 前記 67—2—3 の規定による Air Waybill 等による輸出申告の手続は、次による。

- (1) Air Waybill 又は仕入書による輸出申告は、それらの書類に輸出申告と表示したものを 2 通(原本、許可書用) 提出することによって行わせる。
- (2) Air Waybill 又は仕入書の記載内容が令第 58 条《輸出申告の手続》の規定により必要とされる内容を満していないときは、その不足事項を適当な箇所に記載させる。
- (3) 航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)の提出部数は、2 通(原本、許

可書用)とする。

なお、運送申告を兼ねる必要がない場合には、申告書の標題中「運送申告書」の文字をまつ消させる。

(マニフェスト等による輸出申告)

67—2—5 航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記 67—2—6 に定めるところにより、輸出申告を行うことができるものとする。

- (1) 混載貨物運送状 (House Air Waybill) に基づく貨物であって、一の混載貨物運送状の価格が 20 万円以下のもの
- (2) 法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの
- (3) 輸出を条件とした関税等の減免戻税の対象とならないもの
- (4) イラン、イラク又は北朝鮮を仕向地としないもの

(マニフェスト等による申告手続)

67—2—6 前記 67—2—5 の規定により輸出申告をするための手続については、次による。

- (1) 混載貨物の荷送人毎の輸出申告書に代えて、航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)及び(2)に掲げる事項を記載した書面(以下(1)及び(2)において「マニフェスト」という。)それぞれ 2 通(原本及び許可書用)を提出させ、「航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)」(C-5210)に当該マニフェストに記載されている一括 Air Waybill 番号(荷送人毎の House Air Waybill 番号を一括した番号)及び貨物を積み込もうとする航空機の名称又は登録番号等を記載させる。

なお、マニフェスト等による申告は、荷送人毎に提出されるべき輸出申告書を、これら荷送人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸出者毎の個別の輸出申告として取扱うこととなるので留意する。

- (2) 航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。

なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。

イ 輸出者(氏名、住所、電話番号及び輸出者符号)

ロ 品名

ハ 価格(円建て FOB 価格)

ニ 仕向人(氏名及び住所)

ホ 数量

へ 個数

ト House Air Waybill 番号

(旅具通関扱いをする輸出貨物)

67—2—7 次に掲げる貨物については、後記 67—2—8（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。

(1) 本邦から出国する旅客が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶、航空機及び下記（2）を除く。）。

イ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六《出国者の携帯品等》に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であつて、その総価額が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の数量が 10 個又は 10 組を超えて、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。）

ロ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が 30 万円程度以下のもの（狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。）

(2) 次に掲げるもので輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、本邦から出国する旅客が携帯（別送を含まない。）して輸出する貨物（自動車、船舶及び航空機を除く。）

イ 前記 42—15 の規定に基づき保税販売されるもの

ロ 法第 42 条の規定に基づく保税蔵置場の許可を受けた者が出国の確認を受けた者に対して課税資産の譲渡を行う場合に消費税法第 7 条第 1 項《輸出免税等》の規定が適用されるもの

ハ 消費法第 8 条第 1 項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》の規定に基づき輸出物品販売場において消費税の免除を受けて購入されるもの

(3) 本邦から出国する航空機の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後 6 カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車、船舶及び航空機を除く。）。

イ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六《出国者の携帯品等》に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の数量が 3 個

又は3組を超える10個又は10組以下であつて、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超えるかつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限る。)

ロ 輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のもの（狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。）

(4) 本邦から出国する船舶の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6ヶ月以内に後送されるものに限る。）で、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げる乗組員本人の私用に供すると認められる貨物（品目毎の数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の数量が3個又は3組を超える10個又は10組以下であつて、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超えるかつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限るものとし、自動車、船舶及び航空機を除く。）。

なお、家庭用電気製品（例えば、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ）、楽器（例えばピアノ、電子オルガン）、自転車等に係る本人の私用に供すると認められる貨物の範囲には、1品目につき2個以上のものは含まれないので留意する。

(5) 船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物（託送品）で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、次に掲げるもの

イ 受取人の個人的使用に供されるもの又は総価額が30万円程度以下のもの（自動車、船舶及び航空機を除く。）

ロ 受託者の属する船会社又は航空会社名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で他の目的又は用途に供されるおそれのないもの

ハ 総価額60万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）

ニ 外国公館が輸出する公用品又は外国の外交官等が輸出する自用品

ホ 本邦の在外公館に送付される公用品

(6) 外国公館の公用品のうち、外交官のう等のように輸出申告書を提出させることが不適当と認められるもの

（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）

67—2—8 旅具通関扱いをする貨物の輸出申告については、次によるものとす

る。

- (1) 本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、この項において「旅客等」という。）が携帯して輸出する貨物については、口頭による申告とする。ただし、旅客等が再び本邦に持ち込む外国製品を携帯輸出する際には、乗組員にあつては「外国製品持出確認票」(C-5330)により、旅客にあつては税関で定める適宜の様式により、税関の確認を受けさせるものとする。
- (2) 他港まで運送を必要とする輸出別送品については、申告受理税關において輸出を許可し、積込地までの保税運送を認めることとして差し支えない。この場合には口頭申告によることはなく、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」(C-5340) 2通（原本、許可書用）を提出させ、当該申告書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載し、輸出を許可したときは1通を許可書（運送承認書兼用）として申告者に交付する。
- (3) 託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であつて旅客が輸出許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出の許可を行つたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。
- (4) 法第70条第1項又は第2項《他法令の確認》の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を提出させる。

（船舶の改裝、修理のために使用する資材の輸出手続等）

67—2—9 外国籍船舶の改裝又は修理のため使用する資材等の輸出手続については、次による。

- (1) 外国籍船舶の改裝又は修理のため、内国貨物又は外国貨物（その船舶に積載している貨物を除く。）を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取付けを行う場合には、あらかじめ輸出又は積戻しの申告を行わせ、それぞれの許可をする。ただし、船舶の改裝又は修理の内容があらかじめ確定していないときは、便宜、改裝又は修理の予定に基づいて輸出又は積戻しの申告をさせて資材等の使用を認め、改裝又は修理の完了後速やかに所要の補正をさせた上、輸出又は積戻し価格は、取替費用又は取付費用を含めない価格とし、仕向国名は当該船舶の船籍港の属する国名とする。

なお、一契約ごとにおけるその貨物の価格が200万円未満の場合には、輸出又は積戻し申告書に代えて便宜、船用品として取扱い、船用品積込申告書により旅具通関扱いをして差し支えない。

- (2) 修理、改裝用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」(C-5010) 又は「輸出申告書」(C-5015-1及びC-5015-2) 3通（統計計上分を含む。）に「修理、改裝用資材明細書（仕入書兼用）」(C-5215) 2通

(原本、交付用)を添付させて申告官署の通関部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改裝用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格(仕入価格)を記載させて差し支えない。

(3) 輸出又は積戻し申告書を受理したときは、上記(2)の修理、改裝用資材明細書の1部に受理印を押なつして造船所に交付し、これにより修理、改裝を認める。

(4) 修理、改裝が完了したときは、造船所から、上記(3)により交付した修理、改裝用資材明細書に修理、改裝完了時において明らかになった主要資材の品名、使用数量及びその価格(仕入価格)を追記した上、申告官署の通關部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。

なお、この場合において、申告価格の総額が200万円未満となっても、便宜、申告官署の通關部門において処理する。

(5) 上記手続により改裝又は修理した結果生じた屑材等を引き取る場合には、輸入手続を行わせるものとし、その屑材等が輸出の許可を受けた資材であるときは、定率法14条第10号《無条件免税》を適用して処理するものとする。

(公海等で採捕した水産物等の直接輸出)

67—2—10 本邦の船舶が公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域において採捕した水産物又はこれを原料としてその船舶又はこれに附属する船舶等で製造した製品(以下この項において「水産物等」という。)を公海上並びに本邦の排他的経済水域の海域上及び外国の排他的経済水域の海域上から直接外国に輸出する場合の取扱いは、次による。

(1) 水産物等の外国向け輸送に従事する船舶については、その本邦から出港前にあらかじめ外国貿易船の資格を取得させる。

(2) 輸出手続は正規の手続をとらせるが、現品検査は省略し、貨物の実体は仕入書、その他船舶から本邦あての電信の写し等を添付させ、これにより把握する。

(3) 輸出申告は、上記の電信等の受領後直ちに行わせるものとし、その手続は、輸出手続を行う水産会社等の事務所の最寄りの税關にさせる。

(4) 輸出手続は、原則として輸出の都度行わせるものとするが、これによることができないやむを得ない理由があり、かつ、税關における手続上支障がないと認められるときは、陸揚げの都度又は1月ごとに取りまとめて輸出申告をさせて差し支えない。

(外国の見本市等に出品する貨物の一括輸出手続)

67—2—11 外国において開催される見本市等に出品する貨物の輸出手続は、次

による。

- (1) 輸出申告については、各船積港において、輸出申告書に当該輸出申告に係る出品貨物の明細リストを添付させて、一括申告を認めて差し支えない。
なお、見本市等の即売品については、通常の輸出手続を行わせる。
- (2) 展示貨物については、便宜、輸出申告前に検査を行つて差し支えない。

(輸出入貨物の容器の輸出手続)

67—2—12 輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出手続は、次によることとして差し支えない。

- (1) 定率法施行令第15条第2号の規定の適用を受けるもの
 - イ 当該容器の輸出申告の際に「輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書」(C—5220)2通を提出させ、輸出を許可したときは、うち1通に輸出許可印を押印し、これを輸出許可書(輸入申告書用)として申告者に交付する。
なお、輸出許可後、他港へ運送の上で船積み(搭載)される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記63—16に準ずる。
 - ロ 上記イの適用を受けた容器の輸入申告は、上記イの輸出許可書(輸入申告書用)及び当該許可書と同一の内容を記載した上記イの様式による輸入申告書(原本)を提出して行わせ、輸入を許可したときは、輸入申告書(輸出許可書)に輸入許可印を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。
なお、1輸出申告で輸出された複数の容器が分割して輸入されることとなつた場合には、上記イの輸出許可書(輸入申告書用)及び当該分割輸入される容器に係る輸入申告書(原本)を提出させて輸入申告を行わせる。
- (2) 定率法施行令第32条第1号及び第33条第2号の規定の適用を受けるもの
輸出入申告手続は、上記(1)の取扱いに準じて行うものとする。
- (3) 上記(1)により輸出された容器が全量輸入されたとき又は上記(2)により輸入された容器が全量輸出されたときは、輸出許可書又は輸入許可書に「全量再輸入済」又は「全量再輸出済」と記載して整理する。

(輸出統計品目表の分類の特例扱い)

67—2—13 一の輸出申告に係る貨物が多種多様であるため、輸出統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸出申告に当たっては、輸出申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。

- (1) 一の輸出申告に係る貨物につき、1品目(所属区分(輸出統計品目表の適用上の所属区分をいう。以下この項において同じ。)が同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。以下この項において同じ。)の

価格が20万円以下となる品目（以下この項において「少額品目」という。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部の少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法により申告したときは、減免戻し税等の規定により当該輸出申告を行う際に数量、価格等の管理が必要な貨物を除き、これを認めて差し支えない。

- (2) 一の輸出申告に係る貨物につき、外国貿易等に関する統計基本通達6-2に規定する再輸出品に該当する品目（外国貿易等に関する統計基本通達21-2（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物及び総トン数が500トン以上の船舶を除く。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部の品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらの品目のうち価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法により申告したときは、減免戻し税等の規定により当該輸出申告を行う際に数量、価格等の管理が必要な貨物であって取りまとめに支障があるものを除き、これを認めて差し支えない。
- (3) 上記(1)又は(2)の方法により取りまとめて申告される場合においても、その申告に係る貨物のうち法第70条第1項又は第2項の規定による他法令の証明又は確認を必要とするものについては、当該証明がされず、又は当該確認をすることができないときは、輸出を許可しないことに留意するものとする。

（複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い）

67-2-14 輸出貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次の全ての条件に該当すると認められるときは、輸出者等からの申出に基づき、一の輸出申告による申告を行うことを認めて差し支えない。

なお、輸出貨物の一部が一の他所蔵置場所（法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所）に置かれている場合は、原則として上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする（輸出貨物の一部又は全部が複数の他所蔵置場所に分散して置かれている場合は、上記の一の輸出申告による申告を行うことは認めないものとする。）。

- (1) 輸出貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税關の管轄区域、かつ、原則として同一都道府県に所在していること。
- (2) 輸出貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸出申告により通関する必要があると認められること。
- (3) 複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物について、一の保税地域ごとに置かれている貨物の品名及び数量を輸出者又は通関業者が把握し、かつ、税關が検査を行うのに支障がないと認められること。

(輸出郵便物の通関手続)

76—2—1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。

- (1) 輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項の規定による提示を受けたときは、令第 66 条の 2 第 1 項の規定により日本郵便株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。
- (2) 1 件当たりの価格が 20 万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続きについて連絡することとなっているので、検査の結果、価格が 20 万円を超えると思料するものがあった場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。

その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の(4)に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」(C—5110)で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。

- (3) 郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。
- (4) 輸出される郵便物は、これを通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。

なお、法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物のうち、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物については、通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うことを求めるものとする。

- (5) 外国から本邦に到着した郵便物（法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）を受取人に交付する前に外国に積み戻すことになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。
- (6) 国際郵便約款第 104 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記(4)による事前検査を受けさせることとし、同条（注 1）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。

(7) 放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記(4)による事前検査を受けさせることとする。

なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。
イ 輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第9条《許可証》の規定により、原子力規制委員会が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。

ロ 放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則第135条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第2項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の記載の確認により行う。

(8) 法第76条第5項の通知は、日本郵便株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。

(郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱い)

76—2—2 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。

(1) 郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には通関郵便局まで保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C—4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。

この場合において、運送先となる保税地域（通関郵便局）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「日本郵便株式会社通関郵便局」と記入することとして差し支えない。

なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が20万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第48条第1項〈輸出の許可等〉の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積戻しの申告が必要になることから、積戻しの許可を受けようとする税関官署に対して前記75—1—1の積戻しの申告を行うことを求める。

(2) 上記(1)による外国貨物運送申告書を受理した税関は、当該貨物の引受けをした通関郵便局又は配達郵便局が発行した小包郵便受領書等を差出人から税関に提出することを求め、便宜、これにより到着を確認したものとして取扱って差し支えない。

(3) 輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）申告を行った税関官署において輸出の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における通関郵便局までの保税運送の手続等については、前記63—16の(1)から(3)まで及び上記(2)の規定に準ずる。

この場合、当該貨物は通關郵便局において法第76条第3項の規定による提示を要しないこととなるが、通關郵便局において無用に滞留することの

ないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を押印する。

(輸出郵便物の事前検査の取扱い)

76—2—3 外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物（法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記76—2—5及び76—2—6において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による。

- (1) 輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、「封かんテープ」(C—5110)により封印した上、「事前検査済印」(C—5120)を押なつしてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と通関郵便局又は配達郵便局の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。
- (2) 事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等をするもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、通関郵便局若しくは配達郵便局の受領証又は通關郵便局若しくは配達郵便局の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記(1)のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、通關郵便局又は配達郵便局の受領証の提出を省略することができる。

(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)

76—2—4 法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第67条の2第1項の規定にかかるらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。

この場合における通關手続の取扱いについては、次による。

- (1) 輸出許可書の交付は、通關郵便局又は配達郵便局の受領証又は通關郵便局又は配達郵便局の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細書の提出をまって行うものとする。

なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交

付するものとする。

(2) 保税運送の手続は、前記 76—2—2 の(3)に準じて行うこととする。

なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、前記 67—1—20 に規定する処理に代えて、前記 76—2—3 の(2)によるものとする。

(許可、承認等を要する郵便物についての通知等)

76—2—5 税關において輸出郵便物の検査を行った結果、その輸出について他の法令の規定による許可、承認の取得、その他特別の手續が必要であると認めたときは、「輸出郵便物の通関手続について」(C—5080) 2 通を作成し、うち 1 通を差出人宛てに送付して所要の手續を行わせるものとする。

(郵便物についての許可、承認等の確認)

76—2—6 輸出郵便物についての輸出貿易管理令及びその他の法令の規定による許可、承認等の確認は、前記 76—2—5 の規定により差出人から提出される輸出許可証等により行う。

(取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の税關長への通知等)

78 の 2—2—1 法第 78 条の 2 第 1 項に基づく税關長への通知は、取戻請求等通知書 (C—5140) 1 通を当該郵便物の輸出通關を行った税關官署に提出することにより行うものとする。

(郵便物に係る輸出の許可の取消し)

78 の 2—2—2 法第 78 条の 2 第 1 項の通知を受けた税關官署においては、当該通知に係る郵便物が保税地域に搬入されたことを確認したうえで、当該通知の対象となった郵便物に係る輸出の許可の取消を行うこととする。この場合における同条第 3 項に基づく通知は、「郵便物の輸出（入）許可取消通知書」(C—5141) 2 通（原本、通知用）を作成し、うち 1 通を差出人に送達することにより行う。

なお、当該郵便物が差出人に返送されるものである場合は、郵便物の輸出許可取消通知書を返送される郵便物に添付することによって差出人への送達を行って差し支えない。